

## 国立大学法人鳴門教育大学鳴門教育大学基金規程

平成28年9月20日

規程第 49 号

改正 平成29年3月8日規程第42号

平成31年3月13日規程第15号

令和6年9月11日規程第30号

令和8年3月11日規程第34号

### (設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）に鳴門教育大学基金（以下「基金」という。）を置く。

### (目的)

第2条 基金は、次代を担う学生等の豊かな未来のため、また、本学の社会的使命を果たすため各種事業を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生支援事業
- (2) 国際交流事業
- (3) 社会・地域貢献事業
- (4) 教育研究支援事業
- (5) キャンパス・学修環境充実事業
- (6) 附属学校園支援事業
- (7) 修学支援事業
- (8) その他の事業

### (基金の構成)

第4条 基金は、第2条に定める目的を寄附目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

### (基金の管理運営)

第5条 次の各号に掲げる基金の管理運営に関する重要事項は、国立大学法人鳴門教育大学総務委員会の意見を聴き、学長が決定する。

- (1) 基金の管理に関する基本的な事項
- (2) 基金による事業計画に関する事項
- (3) 基金の予算及び決算に関する事項
- (4) その他基金の管理・運営に関する事項

### (寄附金の受入れ)

第6条 寄附金の受入れに関しては、鳴門教育大学寄附金等受入規程（平成16年規程第34号。以下「受入規程」という。）に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

- 2 基金への寄附金の受入れは、受入規程の規定にかかわらず、別に定める様式により行うものとする。

3 前項に係る基金への寄附金の受入れは、承認手続を要しないものとする。

(寄附の用途の特定)

第7条 学長は、寄附金の受入れの決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 前項の場合において、修学支援事業に充当する目的と特定された寄附は、第9条の規定に掲げる修学支援事業用資金として個別に整理するものとする。

(寄附金の経理)

第8条 寄附金の経理に関しては、この規程又はこの規程に基づく特段の定めがある場合を除き、国立大学法人鳴門教育大会計規程（平成16年規程第32号）の定めるところによる。

2 基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(修学支援事業用資金)

第9条 基金に、修学支援事業に充当する目的の寄附を管理するため、修学支援事業用資金を置く。

2 修学支援事業用資金の管理は、他の事業に関する寄附金と独立して行う。

3 第1項に定める修学支援事業用資金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(寄附金の用途の変更の禁止)

第10条 修学支援事業用資金に対して拠出された寄附の用途は、変更してはならない。

(修学支援事業用資金の用途)

第11条 第9条に掲げる修学支援事業用資金は、以下の用途に充当するものをもって構成する（学校の入学に関して寄附されるものを除く。）。

(1) 次に掲げるものであって、経済的な理由により修学が困難な学生等に対するもの

ア 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの

イ 学資を給付するもの

ウ 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの

エ 学生をティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントとして雇用するために係る経費を負担するもの

オ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿舎料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担するもの

(2) 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要なものであって、障害のある学生等に対するもの

(謝意表明)

第12条 学長は、寄附者に対して謝意を表明する。

2 謝意の表明に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 基金の受入れ及び運営等に関する事務は、事業の実施担当課の協力を得て、法人運営部総務課において処理する。

- 2 第9条に規定する修学支援事業用資金の管理方法及び当該資金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を含む。以下「修学支援基金名称等確認書類」という。）並びに修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの（当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「修学支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを総務部総務課に備え置き、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する。
- 3 前項に規定する修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書の閲覧の手続きについては、国立大学法人鳴門教育大学情報公開取扱規程（平成16年規程第4号）による。この場合において、インターネットを利用して提供する場合の料金等は、別表7電磁的記録中、ハ又はホ（1ファイルに係る部分に限る。）を準用する。
- 4 第2項に規定する修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書等の保存期間は、次に掲げる事項に応じ、当該各号のとおりとする。
  - (1) 修学支援基金名称等確認書類 本規程とし、改正又は廃止後30年
  - (2) 修学支援基金明細書 監事の監査を受けた年度の翌年度から10年
  - (3) 寄附金に関する事項等を記載する書類及び寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 作成した年度の翌年度から10年  
(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。